

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第30条第1項
許認可等の種類	職業訓練指導員試験（試験以外に判断する場合：受験資格）
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発促進法 第30条第1項</li> <li>・職業能力開発促進法施行規則 第45条の2ー及び第47条</li> <li>・昭和45年4月1日労働省告示 第17号</li> <li>・昭和54年10月4日労働省告示 第112号</li> <li>・昭和63年4月8日労働省告示 第38号</li> </ul>
審査基準	「未設定」イ 審査基準が法令の定めに言い尽くされているため
標準処理期間	<p>総期間 30日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課（電話番号： ）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> ）